

（ご注意下さい！！）電気取扱者以外の者（委託警備員）による 電気室への立入事案について

高圧受電のビル（自家用電気工作物）の警備を委託された警備会社の警備員が、夜間発生した侵入警報に対し、駐在場所から駆け付け、自家用電気工作物の高圧電気室内に立入り、死亡する事故が発生しました。

この事故において、死亡原因と感電の直接的な因果関係は不明ですが、後日当部が実施した立入検査により、当該設置者は当該警備会社へ電気室の鍵を貸与していたものの、被災した警備会社に対する電気保安教育が行われていないことが判明し、当該設置者に対する改善指導を行いました。

自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者の皆様には、本件の様に通常想定されていない電気取扱者以外の者が電気室内に立入る可能性がないか改めてご確認いただき、不要な鍵貸与の防止や、関係者への保安教育等、必要な事故防止対策の徹底をよろしくお願い致します。